

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月11日
【四半期会計期間】	第55期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼社長執行役員 寺村 公陽
【本店の所在の場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番5号
【電話番号】	(03) 3395 - 3001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員経営統括本部長 五嶋 美樹
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上井草一丁目33番5号
【電話番号】	(03) 3395 - 3001（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼上席執行役員経営統括本部長 五嶋 美樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第54期 第1四半期 累計期間	第55期 第1四半期 累計期間	第54期
会計期間	自2019年 4月1日 至2019年 6月30日	自2020年 4月1日 至2020年 6月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高 (千円)	700,488	513,433	3,169,188
経常利益又は経常損失 () (千円)	24,233	115,459	102,779
四半期純損失 () 又は当期純利益 (千円)	16,469	90,471	140,206
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,306,842	1,306,842	1,306,842
発行済株式総数 (株)	1,374,101	1,374,101	1,374,101
純資産額 (千円)	3,219,634	3,118,898	3,243,018
総資産額 (千円)	9,533,074	8,832,598	9,263,726
1株当たり四半期純損失 () 又は1株当たり当期純利益 (円)	13.18	78.03	114.97
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	30.00
自己資本比率 (%)	33.8	35.3	35.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第54期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第54期第1四半期累計期間及び第55期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「持分法を適用した場合の投資利益」については、子会社及び関連会社がないため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、様々な課題が山積する中、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が世界中で猛威を振るい、2020年4月7日には緊急事態宣言が政府より発出され歴史的な危機的局面を迎えました。

当社が属するメモリアル産業は、高齢者が増加傾向にあるにもかかわらず、お墓事業における屋外墓地については、埋葬の選択肢の多様化に伴い、比較的高価格となる墓地墓石の購入層は年々減少する傾向にあります。

一方、首都圏に永住される消費者が所有する故郷のお墓を引っ越しする需要は、緩やかに増加しております。

この流れに対応すべく当社は、消費者に寄り添った様々なお墓の形態を兼ね備えた霊園を開発すると共に、供養の全てを網羅し、価格においてもご満足いただける堂内陵墓への拡充を図っております。

しかしながら、当第1四半期会計期間においては、コロナ禍による未曾有の危機感が消費者に蔓延し、来園者(見学者)数は激減しました。

葬祭事業においては、超高齢化を背景に葬儀の小規模化傾向が一層顕著となる中、インターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により、施行単価が下落するという厳しい環境下にあります。

生花祭壇葬「愛彩花(あいさいか)」と共に、家族葬を中心としたラステル葬は消費者から安定的な支持を受けており、施行件数は堅調に推移しているものの、外出自粛要請や緊急事態宣言発出等の要因により、通夜式を自粛し告別式のみを執り行う密葬並びに直葬等の受注が増加傾向にあり、施行単価は大幅に下落しました。

この結果、当第1四半期累計期間の経営成績は、売上高5億1千3百万円(前年同四半期比26.7%減)、営業損失9千7百万円(前年同四半期は営業損失1千万円)、経常損失1億1千5百万円(前年同四半期は経常損失2千4百万円)、四半期純損失9千万円(前年同四半期は四半期純損失1千6百万円)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

お墓事業

a. 屋外墓地

屋外墓地につきましては、高齢者の増加により成約件数は増加傾向にあるものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、比較的高価格となる墓地墓石の購入層は年々減少の一途にあります。

それに対し、樹木墓や共有墓等の需要は急激に増加し、施工単価の下落がより顕著化している状況を踏まえ、募集販売を受託している既存霊園の改造等、販売戦略の見直しを適宜行っております。

しかしながら、コロナ禍による来園者数の減少が顕著化し、成約率は上昇しているものの、成約件数の減少に歯止めをかけるまでには至りませんでした。

売上高は、1億8千4百万円(前年同四半期比21.0%減)となりました。

b. 堂内陵墓

第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」は、消費者の価値観を超える重厚な施設と立地が好評を得ております。

しかしながら、近年、特に東京都内において、主に団塊の世代をターゲットとした納骨堂(自動搬送式を含む)の建設ラッシュがあり、現状においては供給過多の環境下にあります。

このような状況を踏まえ、差別化を含めた広告戦略の見直しや徹底した感染防止対策等に努めたものの、屋外墓地と同様、成約件数の減少に歯止めをかけるまでには至りませんでした。

売上高は、3千6百万円(前年同四半期比52.9%減)となりました。

葬祭事業

死亡者数が年々増加傾向にある中、当社は終活セミナーや様々なイベントを開催し、潜在顧客を受注に繋げる取り組みを積極的に行っております。

会員制の生花祭壇葬「愛彩花」並びに家族葬、直葬施設を併設した独自のブランド「ラステル(ラストホテル)」は、「小規模でありながらも心のこもった葬儀」を望む現代の消費者から好評を得ております。

また、マスメディアにも多数取り上げられ認知度は確実に高まっており、施行件数は堅調に推移しております。

しかしながら、コロナ禍による参列者減少に伴う施行単価の下落を吸収するまでには至りませんでした。

売上高は、2億9千2百万円(前年同四半期比25.0%減)となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期会計期間末における財政状態の状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ、5億8千3百万円減少し、17億7千1百万円となりました。その主な要因は、現金及び預金5億4千9百万円の減少等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ、1億5千2百万円増加し、70億6千万円となりました。その主な要因は、差入保証金1億5千2百万円の増加等によるものであります。

この結果、総資産は、88億3千2百万円となり、前事業年度末に比べ4億3千1百万円減少いたしました。

(負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ、3千8百万円減少し、23億9千7百万円となりました。その主な要因は、短期借入金1億円の増加、1年内返済予定の長期借入金1億2千6百万円の減少等によるものであります。

当第1四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ、2億6千8百万円減少し、33億1千5百万円となりました。その主な要因は、長期借入金2億1千7百万円の減少等によるものであります。

この結果、負債合計は、57億1千3百万円となり、前事業年度末に比べ3億7百万円減少いたしました。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ、1億2千4百万円減少し、31億1千8百万円となりました。その主な要因は、利益剰余金1億2千5百万円の減少等によるものであります。

この結果、自己資本比率は35.3%（前事業年度末は35.0%）となりました。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,374,101	1,374,101	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	1,374,101	1,374,101	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	-	1,374,101	-	1,306,842	-	958,082

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 214,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,157,600	11,576	-
単元未満株式	普通株式 1,901	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,374,101	-	-
総株主の議決権	-	11,576	-

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニチリョク	東京都杉並区上井草一丁目33番5号	214,600	-	214,600	15.61
計	-	214,600	-	214,600	15.61

(注)上記のほか、単元未満株式28株を所有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,666,352	1,116,615
完成工事未収入金	28,456	3,571
売掛金	191,284	162,151
永代使用権	178,218	177,842
未成工事支出金	163,643	181,049
原材料及び貯蔵品	67,234	69,325
その他	60,386	61,100
貸倒引当金	19	2
流動資産合計	2,355,556	1,771,652
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	698,393	682,236
土地	2,027,978	2,027,978
その他(純額)	18,959	17,624
有形固定資産合計	2,745,331	2,727,839
無形固定資産		
134,334	134,334	118,064
投資その他の資産		
長期貸付金	70,867	69,641
差入保証金	3,123,133	3,275,324
長期未収入金	365,904	364,769
その他	498,688	535,696
貸倒引当金	30,090	30,389
投資その他の資産合計	4,028,502	4,215,042
固定資産合計	6,908,169	7,060,946
資産合計	9,263,726	8,832,598
負債の部		
流動負債		
買掛金	77,094	59,208
短期借入金	116,767	216,868
1年内返済予定の長期借入金	1,623,642	1,497,316
1年内償還予定の社債	204,750	170,000
未払法人税等	13,903	20,175
賞与引当金	28,100	13,620
その他	371,866	420,796
流動負債合計	2,436,123	2,397,984
固定負債		
社債	115,000	100,000
長期借入金	2,910,561	2,692,768
退職給付引当金	326,392	315,829
役員退職慰労引当金	147,469	64,259
その他	85,162	142,858
固定負債合計	3,584,584	3,315,715
負債合計	6,020,708	5,713,700

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,306,842	1,306,842
資本剰余金	958,082	958,082
利益剰余金	1,303,039	1,177,783
自己株式	315,476	315,476
株主資本合計	3,252,487	3,127,232
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	9,469	8,333
評価・換算差額等合計	9,469	8,333
純資産合計	3,243,018	3,118,898
負債純資産合計	9,263,726	8,832,598

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	700,488	513,433
売上原価	221,381	161,778
売上総利益	479,106	351,654
販売費及び一般管理費	489,639	449,296
営業損失()	10,533	97,641
営業外収益		
受取利息	384	453
受取配当金	7,023	183
受取賃貸料	1,211	1,204
その他	5,584	4,026
営業外収益合計	14,204	5,866
営業外費用		
支払利息	21,759	21,936
その他	6,143	1,748
営業外費用合計	27,903	23,685
経常損失()	24,233	115,459
特別利益		
固定資産売却益	59	249
特別利益合計	59	249
特別損失		
固定資産除却損	-	163
特別損失合計	-	163
税引前四半期純損失()	24,173	115,372
法人税、住民税及び事業税	2,928	2,433
法人税等調整額	10,632	27,334
法人税等合計	7,703	24,901
四半期純損失()	16,469	90,471

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響につきましては、当社は、霊園の開園時間短縮やテレワークの推奨、常時検温実施等、感染防止対策に努めており、現時点では全営業所において概ね通常稼働、問題なく運営しております。

しかしながら、当感染症は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、今後の感染推移や収束時期等を予想することは極めて困難なことから、様々な情報源に基づく政府の発表、それに伴う報道等を踏まえた上で、第55期の一定期間に亘り当該影響が継続する仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

なお、前事業年度末日時点の仮定から重要な変更はありません。

(財務制限条項)

(1) 横浜銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(借入金残高9千4百万円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：会社の破産・清算等および返済を遅延したとき

特記事項：決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2011年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(2) 宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高19億2千6百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

通常事項：借入人または保証人の破産・清算等および返済を遅延したとき

特記事項：保証人の決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

(四半期貸借対照表関係)

保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
宗教法人威徳寺(金融機関等からの借入に 対する保証)	2,087,220千円	1,926,427千円
計	2,087,220	1,926,427

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
減価償却費	35,508千円	34,879千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2019年4月1日至2019年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	34	利益剰余金	30	2020年3月31日	2020年6月23日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	霊園事業	堂内陵墓事業	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	233,921	77,468	389,098	700,488	-	700,488
セグメント利益	54,209	3,113	65,394	122,717	133,251	10,533

(注)1.セグメント利益の調整額 133,251千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期損益計 算書計上額 (注)2
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (堂内陵墓)	葬祭事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	184,905	36,521	292,006	513,433	-	513,433
セグメント利益又は損失()	32,247	35,499	43,645	40,393	138,034	97,641

(注)1.セグメント利益又は損失()の調整額 138,034千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2.セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3.報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期会計期間より、営業戦略をより効率的且つ流動的に行うことを目的として、「霊園事業」と「堂内陵墓事業」を統合し「お墓事業」に変更しております。

これに伴い、従来「霊園事業」としておりました報告セグメントの名称を「お墓事業(屋外墓地)」に、「堂内陵墓事業」としておりました報告セグメントの名称を「お墓事業(堂内陵墓)」に変更しております。

当変更は、報告セグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失	13円18銭	78円03銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失(千円)	16,469	90,471
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	
普通株式に係る四半期純損失(千円)	16,469	90,471
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,249	1,159

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月11日

株式会社ニチリョク

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原山 精一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 森田 高弘 印
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ニチリョクの2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。